

## 第 7 回庁内検討委員会の主な意見

第 7 回朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し庁内検討委員会（平成 30 年 2 月 9 日開催）において、次の議事について審議等を行い、意見をいただいた。

### 1 報告

- (1) 第 6 回、第 7 回検討委員会での検討内容
- (2) 市民説明会における主な意見

### 2 議題

- (1) 基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕（素案）に対するパブリック・コメント提出意見への対応について
- (2) 基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕（修正案）について

### 1 報告

- (1) 第 6 回、第 7 回検討委員会での検討内容
- (2) 市民説明会における主な意見

	主な意見	事務局の対応
1	・資料 3 市民説明会の主な意見を検討委員会に配布するのであれば、各意見に対する市の考えを記載すべき。	ご意見をふまえ、各意見に対する市の考えを資料に加筆しました。

### 2 議題

- (1) 基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕（素案）に対するパブリック・コメント提出意見への対応について

	主な意見	事務局の対応
2	パブリック・コメント ・パブコメ No. 73 では土壌汚染区域の存在を理由に市民の立ち入りが困難と回答しているが、庁内パブコメ No. 11 の回答では市民が基地跡地の内部を見ることができ機会を増やすとしており、回答が矛盾しているのではないか。	ご意見をふまえ、パブコメ No. 73 及び庁内パブコメ No. 11 に対する市の考え方の記述が整合するよう内容を見直しました。 また、関連して、整備基本計画修正案 p. 46 の「3. 1 基本的な考え方」の 3 点目について、「安全を確保した上で、公園として利用可能な区域を拡大させる」という趣旨に修正しました。
3	・パブコメ No. 75 の 4 行目の「整備内容は、行う公園部分の」は誤植ではないか。	ご意見をふまえ、「整備内容については、公園部分の」に修正しました。
4	・パブコメ No. 94・95 の回答について、無償管理委託でも照明を設置すれば夜間開放は可能であり、管理委託契約を理由に夜間開放しないという回答は適切ではない。	ご意見をふまえ、段階的な整備を進めていく中では、朝霞の森と同様に夜間閉鎖による管理を行うことを考えているという趣旨の記述に修正しました。
5	・パブコメ No. 116・117 の回答について、剪定、草刈り、清掃等の業務を行うのは、指定管理者になった場合という限定的な条件のケースだが、そのように記述されていないため、修正が必要ではないか。	ご意見をふまえ、市民、事業者等が主体となった公園の管理・運営組織が指定管理者となった場合は、自ら剪定、草刈り、清掃等の業務を行うことになるという趣旨の記述に修正しました。

	主な意見		事務局の対応
6	パブリック・コメント (前頁から続く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブコメ No. 121-123 の回答が、意見とかみ合っていないと思われる。</li> </ul>	ご意見をふまえ、「4. 4 今後の管理・運営の進め方」で示した今後の進め方を改めて説明する記述に修正しました。
7		<ul style="list-style-type: none"> <li>パブコメ No. 124-127 の事業費について、第1期整備については平成30年度当初予算で計上する予定であり、パブリック・コメント結果を公表する段階で予算もは公表されていることをふまえた記述にすべきではないか。</li> </ul>	予算が市議会で承認された段階で、回答に反映いたします。
8		<ul style="list-style-type: none"> <li>パブコメ No. 137-139 及び市民説明会の主な意見の最後の項目にある、意見提出者の意見聴取は、実施しないという理解でよいか。</li> </ul>	見直し検討委員会委員長と相談の上、決定します。
9	職員コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員コメント No. 9 の意見について、整備イメージを容易に理解してもらうにはイメージ図はあった方がよいため、特にエントランスエリア、中央広場についてはイメージ図を追加していただきたい。</li> </ul>	ご意見をふまえ、エントランスエリア、中央広場にイメージ図を追加しました。
10		<ul style="list-style-type: none"> <li>職員コメント No. 23 について、様々な事故原因が考えられる中で、単純に「原則、市の責任」と記述するのは適切ではない。</li> </ul>	ご意見をふまえ、管理上の不備により事故が生じた場合の責任は、事故原因の内容に応じて市民協働の管理者又は道路・公園管理者である市、あるいはその両方が負うこととなるという趣旨に修正しました。
11	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>同じ内容の意見が繰り返し記載されているのは、偶然同じ内容の意見が出されたのか。</li> </ul>	繰り返し記載のある意見は、複数の方から同一内容の意見が提出されたものです。
12		<ul style="list-style-type: none"> <li>まとめて回答する意見のグルーピングや回答内容に違和感のある箇所があるため、精査いただきたい。また、印刷時に内容が見切れている箇所の調整等、体裁についても再確認いただきたい。</li> </ul>	ご意見をふまえ、修正しました。

(2) 基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕(修正案)について

	主な意見		事務局の対応
13	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>シンボルロードについて、道路用地として取得する公園通りから30mの範囲と、シンボルロード整備基本計画が対象とした範囲に関する定義を記載すべき。</li> </ul>	ご意見をふまえ、p.5に「シンボルロード用地」と「シンボルロード」の定義を加筆しました。
14	彩夏祭について	<ul style="list-style-type: none"> <li>p.15に追加した彩夏祭に関する記述内容が細かすぎる。また、公園への主なアクセス動線に関する項目に、彩夏祭時の利用に関する記述があることに違和感を覚える。</li> </ul>	ご意見をふまえ、彩夏祭時の利用については、内容を見直したうえで、p.4とp.29に記載するよう修正しました。

	主な意見	事務局の対応
15	整備の方向性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ p. 30 の樹林地に関する記述の修正案では、「朝霞の森」と郵便局前の樹林地全体がツタやクズに覆われているように見える。実態に即すよう、「北口広場周辺の樹林地は」とすべき。</li> </ul>	ご意見のとおり修正しました。
16	整備の進め方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ p. 48 の第 1 期整備における歩道及び自転車通行帯の整備の記述について、p. 47 の記載に合わせた方がわかりやすい。</li> </ul>	ご意見をふまえ、p. 47 の記載に合わせ「B・Cゾーンの歩道及び自転車通行帯」に修正しました。
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ p. 49 の第 1 期整備区域を示す橙色の点線の意味がわかりづらいため、凡例が必要ではないか。</li> </ul>	ご意見をふまえ、p. 49 の図 第 1 期整備プラン、p. 51 の図 第 2 期整備プランに凡例を加えました。
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ p. 49、51 に追加した延長、面積の数値が詳細すぎるのではないか。</li> </ul>	ご意見をふまえ、延長は 10m 単位で四捨五入した値、面積は小数点第 1 位までの値に修正しました。
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ p. 64 の 1 点目に「市民、事業者等の意見を伺う組織体を発足させる」とあるが、どのような組織をイメージしているのか。</li> </ul>	初期段階において、シンボルロードの管理・運営に関心のある市民、事業者に広く呼びかけ、説明会を行い、意見をいただきながら、今後の取組方針を具体化していくことを想定しています。
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ p. 64 の下から 2 点目にある、関係部局が連携する取り組み体制とは、具体的にどのような体制をイメージしているのか。</li> </ul>	インフラの整備、管理・運営の担当部署だけでなく、彩夏祭やまちのにぎわい創出に関わる庁内の様々な関係部局の方々に協力いただくことを想定しています。
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ p. 64 の最後の点にある、新規条例の検討という記述は踏み込みすぎではないか。</li> </ul>	都市公園条例等で対応できないような場合に、必要に応じて別途管理条例の制定を検討することを想定しており、過去、市議会においても同様の説明を行っています。
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ p. 64 の随所に「すぐに」や「速やかに」といった表現が見られるが、具体的にどのような取組が想定されているのか。</li> </ul>	第 1 期整備区域の管理・運営について市民、事業者等の意見を伺う組織体の発足、利用方針・ルール等の検討、プレ・イベント等の開催は、第 1 期整備が完了する平成 32 年度（2020 年度）までの実施が必須と考えています。その他の項目についても、見直し検討委員会の意見をふまえ、早急に実施していく必要があると考えます。
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備基本計画全体を通じて、東京オリンピック・パラリンピックに向けてという趣旨の記述があるが、東京オリンピック・パラリンピックに対する市民の関心も高まっていることから、最終部分の p. 64-65 においても、東京オリンピック・パラリンピックに関する記述があるとよい。</li> </ul>	ご意見をふまえ、p. 64 の 3 点目に、東京オリンピック・パラリンピックに向け、シンボルロード及び各広場を活用したイベント等の取組を市民等と協働して進めるといった趣旨の文章を加筆しました。
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ p. 65 のフローの右下のテキストボックスの修正の意図が分からない。</li> </ul>	ご意見をふまえ、第 4 章で用いている用語と平仄を合わせるよう修正しました。